

◎消えるボールペンで書かないでください。

離婚届		受理 令和 年 月 日	発送 令和 年 月 日
令和6年12月25日届出		市役所使用欄	
千葉県我孫子市長 殿		長印	
(1) 氏名		氏名	
夫	あびこ いちろう	妻	あびこ まるこ
氏名	我孫子 一郎	氏名	我孫子 まる子
生年月日	平成元年 4月 1日	生年月日	昭和62年 11月 3日
住所	千葉県我孫子市我孫子 1858 番地 の1 番	住所	千葉県柏市柏5丁目 番地 10 番 1 号
本籍	千葉県我孫子市我孫子1858 番地 1	本籍	千葉県我孫子市我孫子1858 番地 1
父母及び養父母の氏名	夫の父 我孫子 太郎 母 花子	妻の父 手賀沼 三角 母 洋子	続柄 長女
婚姻の種類	協議離婚 <input checked="" type="checkbox"/> 調停離婚 <input type="checkbox"/> 調停 <input type="checkbox"/> 審判 <input type="checkbox"/> 請求の認諾 <input type="checkbox"/> 判決 <input type="checkbox"/> 認諾 <input type="checkbox"/> 判決 <input type="checkbox"/> 確定		
婚姻前の氏に	<input type="checkbox"/> 夫 は <input type="checkbox"/> もとの戸籍にもどる <input checked="" type="checkbox"/> 妻 は <input checked="" type="checkbox"/> 新しい戸籍をつくる		
同居の期間	平成 30 年 10 月 から 令和 5 年 10 月 まで		
別居する前の住所	千葉県我孫子市我孫子1858 番地 の1 番		
別居する前の世帯のおもな仕事と	<input type="checkbox"/> 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 <input checked="" type="checkbox"/> 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 <input type="checkbox"/> 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業員数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 4. 3にあってはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 5. 1から4にあってはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 <input type="checkbox"/> 6. 仕事をしている者のいない世帯 <small>(国勢調査の年 令和 年 4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください)</small>		
夫妻の職業	夫の職業	妻の職業	
届出人	夫 我孫子 一郎	妻 我孫子 まる子	
事件簿番号	市役所使用		
連絡先	夫 090-1234-5678	妻 080-9876-5432	

夫婦の間に未成年の子がいる場合は、親権者をどちらか一方に決めてから届出してください。
 なお、夫婦が離婚すると、婚姻したときに氏が変わった妻または夫のみがその戸籍から除籍されます。子が離婚により除籍された母または父の戸籍に入籍するためには、家庭裁判所の許可を得て母または父の氏を称する「入籍届」をしなければなりません。

国勢調査のある年度(令和7年度)に届出する場合のみご記入ください。それ以外の年度は記入不要です。

署名は、婚姻中の氏名で必ず本人が自署してください。

平日昼間にご連絡のとれる電話番号を必ずご記入ください。

記入の注意
 ●鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。
 ●この届は、休日・祝日・夜間でも提出することができます。(不備の状態によっては、受理できないことがありますので、あらかじめ戸籍係窓口で審査を受けるようにしてください。)
 ●届書は、1通でさしつかえありません。
 ●届出人欄及び証人欄の押印は任意です。
 ●届出られた事項は、人口動態調査(統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管)にも用いられます。

証人 (協議離婚のときだけ必要です)	
署名 (※押印は任意)	鈴木 ふさ丸 我孫子 さん角
生年月日	昭和45年 1月 15日 昭和39年 12月 3日
住所	千葉県流山市平和台一丁目 1 番地 の1 番 茨城県取手市寺田 5139 番地 番号
本籍	千葉県流山市平和台一丁目 1 番地 1 番 東京都墨田区花火本町5丁目 7 番地 番

離婚の事実を知っている成人の方2名の署名が必要です。生年元号(大正・昭和・平成)も必ずご記入ください。空欄の場合は受理できませんので、必ず全てをご記入いただいたうえで、自署していただいでください。

あてはまるものをで選択してください。

・未成年の子がいる場合は、次の口のあてはまるものにするしをつけてください。
 面会交流について取決めをしている。 面会交流:未成年の子と離れて暮らしている親が子と定期的、継続的に、会って話をしたり、一緒に遊んだり、電話や手紙などの方法で交流すること。
 まだ決めていない。
 ・経済的に自立していない子(未成年の子に限られません)がいる場合は、次の口のあてはまるものにするしをつけてください。
 養育費の分担について取決めをしている。 養育費:経済的に自立していない子(例えば、アルバイト等による収入があっても該当する場合があります)の衣食住に必要な経費、教育費、医療費など。
 まだ決めていない。

婚姻のときに氏が変わった人は、次の中から選んで書いてください。
 (1) 婚姻前の氏(この記載例では「手賀沼」)を名乗り、 婚姻前の戸籍にもどる 自分が筆頭者となって、新しい戸籍をつくる
 (2) 婚姻中の氏(この記載例では「我孫子」)を名乗り 自分が筆頭者となって、新しい戸籍をつくる
 この場合、この欄は記入しないでください。別途戸籍法77条の2の届出が必要になります。
 ※自分が筆頭者となって新しい戸籍をつくる場合、新本籍を置く市区町村役場に必ず表示を確認し、その表示で記入してください。
 例1) 千葉県我孫子市東本町3丁目5番 例2) 千葉県我孫子市西手賀158番地2

届出に必要なもの
 ●離婚届(1通)
 ●本人確認書類(マイナンバーカードや運転免許証など)
 ●裁判上の離婚の場合は裁判所からの書類(原本)
 (1) 調停離婚の場合→調停証書の謄本
 (2) 審判離婚の場合→審判書の謄本と確定証明書
 (3) 和解離婚の場合→和解調書の謄本
 (4) 認諾離婚の場合→認諾調書の謄本
 (5) 判決離婚の場合→判決書の謄本と確定証明書

マイナンバーカードについて
 住所・氏名に変更がある場合は、マイナンバーカードの券面記載事項変更手続きが必要となります。なお、マイナンバーカードに、署名用電子証明書の機能を搭載している場合、住所・氏名に変更があると、署名用電子証明書は失効します。マイナンバーカード等については、住所地の市区町村役場でお手続きください。

我孫子市役所 市民課 戸籍係 TEL 04-7185-1111 (代表)